資料１－２

第１８０回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１８０回　愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	表　題	提出ブロック
第１号	地方公共団体情報システムの標準化に係る支援について	西三河
第２号	ふるさと納税制度の見直しについて	東尾張
第３号	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに都道府県警察との情報共有制度の創設について	名古屋
第４号	国民健康保険事業への国庫負担の引上げや新たな補助制度創設について	西尾張
第５号	全国一律の子ども医療費助成制度の創設について	西尾張
第６号	積極的な保育士確保策の拡充及びその財源確保について	東尾張
第７号	障害福祉サービスに関する計画相談支援に対する報酬体系の拡充について	知多
第８号	就学前教育・保育施設整備交付金の交付に係る国庫補助金の嵩上げ要件について	東尾張
第９号	新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備及び財源確保について	西三河
第10号	商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について	名古屋
第11号	三河港の機能強化に向けた港湾施設の整備促進について	東三河
第12号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張
第13号	適正処理困難物の指定追加について	西尾張
第14号	生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択基準の緩和等について	知多

議案番号	表　題	提出ブロック
第 15 号	広域に跨るバス路線への支援について	東三河
第 16 号	通学路安全対策のカラー塗装塗り直しに対する財政措置について	東尾張
第 17 号	小学校高学年における教科担任制の推進について	知多
第 18 号	外国人材の受入れ拡大に向けた支援について	名古屋
第 19 号	文化振興における国庫補助金の拡大について	東尾張
第 20 号	補欠の教育長の任期について	知多

第１号議案

地方公共団体情報システムの標準化に係る支援について

西三河ブロック　提出

地方公共団体システムの標準化について、各省庁が示す標準仕様書の遅れやその精度が不十分であることが原因でベンダーの開発が遅れており、対象２０業務全てを令和７年度の移行期限内に完了することは困難な状況となっています。

また、標準準拠システムへの移行に必要となる経費は、補助金上限額を大幅に上回る見通しとなっています。

よって、国におかれては、**地方公共団体システムの標準化について、令和７年度とされている移行完了時期の延長又は経過措置期間等の設定を要望します。**

また、関係する補助金の上限額を実情に応じて見直すなど、必要経費全額を国庫負担とするとともに、対象２０業務全ての移行という厳しい交付要件を緩和するよう要望します。

第２号議案

ふるさと納税制度の見直しについて

東尾張ブロック　提出

全国的なふるさと納税の活発化に伴い、寄附金税額控除の増加により住民税が減収となっている自治体にとっては、税額の減収に歯止めがかからず、看過できない状況となっています。

ふるさと納税については、今年の１０月から地場産品の基準と経費の基準が改正されるなど、見直しが進められておりますが、自分の故郷や応援したい自治体を選んで寄附をするというふるさと納税の本来の趣旨が希薄となり、自治体間の返礼品競争が過熱しています。

よって、国におかれては、**過度な返礼品競争を抑える見直しを更に進めていただくとともに、ふるさと納税による減収が行政サービスに影響しないよう補填策の拡充など制度の見直しを要望します。**

第３号議案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について

名古屋ブロック　提出

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体に対し、見舞金制度等の導入が要請されておりますが、国からガイドラインの提示がないため、支援制度は地方公共団体により様々で、支援に地域差が出ているのが現状です。

地方公共団体が、犯罪行為に関する円滑かつ正確な事実認定を行い、支援を実施するためには、捜査権限のある警察が保有する情報を地方公共団体と共有することが望ましいものの、現状では十分ではないと考えます。

居住地に関わらず、犯罪被害者等が等しく支援を受けるためには、全国統一の制度とするためのガイドラインの策定が必要であり、国による財政支援措置も欠かせません。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財政支援措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等が行える制度を創設されるよう要望します。

第４号議案

国民健康保険事業への国庫負担の引上げや新たな補助制度創設について

西尾張ブロック　提出

平成３０年度の国の国保改革によって、国民健康保険事業の財政運営主体は、これまでの市町村単位から都道府県単位となりました。

このため、保険税（料）率を決定するのは市町村であるにもかかわらず、市町村の裁量で保険税負担の抑制を図ることは事実上不可能な仕組みとなっています。

これまで段階的に税率を引き上げてきたところではあるが、昨今の物価上昇など市民生活は厳しく、これ以上の負担増に対しては、被保険者の理解が得られない状況となっています。

よって、国におかれては、**国民健康保険事業について、市町村に課される国民健康保険事業納付金の負担を軽減するために、都道府県への国庫負担・補助の拡充を要望します。**

また、特に急激な負担増が生じた場合に、それを緩和するような新たな補助制度の創設を要望します。

第５号議案

全国一律の子ども医療費助成制度の創設について

西尾張ブロック　提出

愛知県では、福祉医療費支給事業補助金において、通院医療費は未就学児、入院医療費は中学校卒業までの医療保険自己負担額が補助対象でありますが、多くの市町村で県の補助制度から拡大して助成しています。

全国を見渡すと年齢や自己負担の有無、所得制限など地域によって様々な助成制度となっています。

子ども医療費助成制度は「子どもが必要な医療を安心して受けられる」ことが前提であり、子どもの健やかな成長を支援する重要な子育て施策であることから、居住地による格差をなくし、市町村の大きな財政負担にならないよう補助対象を拡大する必要があると考えます。

よって、国におかれては、**居住地域に関係なく、１８歳までを対象とした全国一律の子ども医療費助成制度を創設し、少なくとも義務教育終了までの子どもについては、所得制限も自己負担もない制度とするよう要望します。**

第６号議案

積極的な保育士確保策の拡充及びその財源確保について

東尾張ブロック　提出

我が国の人口は毎年８０万人から１００万人が減少していくという大変危機的な状況にあります。少子化が進む中で、自治体において、人口減少、少子化対策として子育て支援策や定住促進などの取組を行っていますが、自治体の取組だけではこの課題の解決は困難であります。こどもは将来的に全ての国民を支えることから、本来、こどもを育てる経済的負担については国民全体で負担すべきであると考えます。

また、安心してこどもを産み育てることのできる社会の実現のためには、こどもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供が一層求められている状況であります。共働き家庭の増加による保育需要の増大など、社会経済情勢が大きく変化するなか、次元の異なる少子化対策の実現のための様々な施策を実行するためには、保育サービスの担い手である保育士をより多く確保することが喫緊の課題であります。

今後、幼児教育・保育の質の向上を目的とする７５年ぶりの配置基準の見直しが実施されますが、現在の在園児を安全に保育するためには、見直し後の配置基準に即した保育士を確保する必要があり、新たな保育士が確保できなければ、入園できる児童の人数が制限され、保留児童の増大、待機児童の発生に直結します。

よって、国におかれては、**保育士確保のための積極的な施策（保育士の処遇改善、潜在保育士の職場復帰支援、新たに保育士を志す人を増やすための経済的な支援等）を拡充し、施策の実施に要する財源を十分に確保するよう要望します。**

第７号議案

障害福祉サービスに関する計画相談支援に対する報酬体系の拡充について

知多ブロック　提出

障害福祉現場においては慢性的な人材不足に悩まされ、障害福祉サービスに関する計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所も、自治体により偏在があり、支援ニーズに見合う計画相談支援が提供されていません。

国において、令和３年度に報酬改定が行われ、基本報酬の充実、従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価、事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定等の見直しが図られましたが、改定によってもなお業務実態と報酬体系の乖離は解消されておらず、計画相談支援の給付体制強化のため、自治体単独事業として相談支援事業者への支援策を講じる自治体もあります。

よって、国におかれては、**障害福祉サービスに関する計画相談支援に対する報酬体系について、指定特定相談支援事業所の業務実態に見合った適切な報酬単価への引上げ等を要望します。**

第８号議案

就学前教育・保育施設整備交付金の交付に係る国庫補助金の嵩上げ要件について

東尾張ブロック　提出

保育所等整備交付金を活用して保育施設等の整備を進め、待機児童数調査における待機児童数は、「０」となっているものの、希望園に入園できない等、隠れ待機となる児童が多い状況にあります。

窓口では企業主導型保育事業所を含む認可外保育施設も案内しておりますが、認可を受けていないことによる保育面での不安、高額の保育料や施設・人員の充実度への不満など、保護者の多種多様な保育ニーズに対応するよう、要請を受けている状況であります。

財政力指数が１．０以上の自治体は、「新子育て安心プラン」の採択を受け待機児童数が１０人以上の場合でなければ、国庫補助金の嵩上げ要件に該当しないため、施設整備に係る市の財政負担が重くなる状況にあります。

よって、国におかれては、**待機児童解消のための保育所整備に向け、国による「保育所等利用待機児童数調査」による待機児童数だけではなく、隠れ待機児童数の数値も含めるなど、就学前教育・保育施設整備交付金の交付に係る国庫補助金の嵩上げ要件の拡充を要望します。**

第９号議案

新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備及び財源確保について

西三河ブロック　提出

新型コロナウイルスのワクチン接種は令和３年２月から国の指示のもと自治体で体制を整備して実施しており、その財源については国庫補助金及び国庫負担金により、全額国費負担となっています。

今後、令和６年度以降の新型コロナワクチン接種の法的位置付けについて、定期接種化に向けた検討が国で進められるものと思慮しますが、定期接種に要する費用は市町村が支弁するとされており、支弁した費用に対して一部が地方交付税により措置されています。

当初は国庫補助負担金等で財源措置されていた事業が、後年度に地方交付税措置とされるケースは、不交付団体にとっては単なる国から自治体への財政負担の転嫁であり、交付団体にとっても定期接種の費用に係る交付税措置はその全額が手当てされていないため、さらに財政負担が増大することが懸念されます。

全国共通の事業で、各自治体において削減不可能な経費、かつ、多額の財政負担を伴うものは、国が責任をもって実施に必要な財源を確保することが不可欠です。

よって、国におかれては、**新型コロナウイルスワクチン接種を今後も安定的に推進するため、国の責任において、令和６年度以降のワクチン接種方針を早期に整理し、体制整備を促進するとともに、必要となる財源を国庫補助負担金等により、全額確保することを要望します。**

第１０号議案

商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

名古屋ブロック　提出

多くの商店街は、市民が日常的に利用するアーケードや街路灯等の共同施設の整備を行うことで、安心・安全で快適なまちづくりに貢献してきました。

しかしながら、商店街共同施設の中には整備後相当な期間が経過し老朽化が顕著なものや、近年の猛烈な台風や大規模地震等が多発する状況の中で整備や補修を実施しなければ非常に危険な箇所も見受けられるようになってきている一方で、多くの商店街で組合員の高齢化や担い手の減少等の課題を抱えており、商店街共同施設の適切な維持管理への対応が深刻な問題となってきています。

また、商店街は、市民にとって身近な買い物の場であるだけでなく、地域のお祭りやイベントの開催を通じて地域の魅力向上に寄与するとともに、地域交流拠点の整備や防犯カメラの設置など地域に密着した各種の活動を展開しており、地域コミュニティの核として、役割を果たしていくことが重要です。

よって、国におかれては、**アーケードや街路灯等の商店街共同施設の整備・補修等を対象とする補助制度を創設し、商店街による適切な維持管理に必要な財政措置を講ずることを要望します。**

第１１号議案

三河港の機能強化に向けた港湾施設の整備促進について

東三河ブロック　提出

貿易額（輸出入額）において全国１２位（空港を除く。）の三河港は、地域の産業を支える物流拠点としての役割を担っており、完成自動車の輸入は、金額・台数共に３０年連続日本一の自動車港湾であります。

しかしながら、完成自動車の保管用地不足や、三河港背後道路の渋滞など非効率な物流を強いられており、事業者の負担となっています。

さらに、神野地区については、コンテナバース前面の静隠度が低いため、船舶の離着岸に支障をきたしています。また、近年では船舶の大型化やクルーズ船の寄港など新たな需要への対応や、激甚化する自然災害への対応、老朽化が進む港湾施設への早期の対策が必要になっております。

よって、国におかれては、**三河港の物流機能を強化するため、三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線並びに名豊道路の全線開通及び４車線化など）や「第６次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設の早期整備を要望します。**

第１２号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉱は、石油等の輸入増大により、昭和４０年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡（亜炭鉱廃坑）に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行うことが必要です。

また、土地区画整理事業の施工区域内に亜炭鉱が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業を進める上で大きな課題となっております。

よって、国におかれては、**民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の早期創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

第１３号議案

適正処理困難物の指定追加について

西尾張ブロック　提出

リチウムイオン電池は、スマートフォン、過熱式たばこ、モバイルバッテリー、ゲーム機など多くの電化製品に使用されています。

市町村においては廃リチウムイオン電池の分別を市民に呼び掛けていますが、プラスティックで覆われていることが多く、リチウムイオン電池が使用されていることを知らず誤って不燃ごみ等に廃棄され、混入した不燃ごみの破砕処理中に発火して、廃棄物処理施設の火災事故の原因となる事案が全国各地で発生しており、呼び掛けだけでは十分な対策とは言えません。

現在、廃棄物処理法第６条の３の規定に基づき適正処理困難物として指定されているのは、廃ゴムタイヤ等４品目ですが、新たに廃リチウムイオン電池及びこれを内蔵する電化製品を適正処理困難物に指定すれば、市町村長は、製造・加工・販売等を行う事業者に対し、適正な処理ができるようリサイクル容易な製品を製造するよう求めることができるとともに、管轄の大臣に対し、新たなリサイクルに係る法案制定等の必要な措置を要請できるようになります。

また、一定の要件を満たす場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする等の措置を講じることで、廃リチウムイオン電池及びこれを内蔵する電化製品を販売店等で引き取り、可能な範囲で運搬、中間処理又は最終処分を行う等、適正な廃棄物処理を補完するために事業者に協力を求めるための制度設計が可能になります。

よって、国におかれては、**新たに廃リチウムイオン電池及びこれを内蔵する電化製品を適正処理困難物として指定するよう要望します。**

第１４号議案

生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択基準の緩和等について

知多ブロック　提出

生活基盤施設耐震化等交付金は、給水人口５万人以上の水道事業者における一般家庭の水道料金が全国平均を上回らなければ採択されませんが、全国平均は年々上昇傾向にあり、毎年採択基準を満たすとは限りません。

水道事業は、経営戦略及び水道ビジョンで長期収支を予測していますが、交付金の収入見込みが不確実なため、実効性のある計画にならず苦慮しています。

また、交付申請時に計画の規模、全体事業費、全体補助額を記載した整備計画を立案し提出していますが、「全国平均の水道料金」という他律的な要素により採択基準が変動するため、計画通りに事業を展開することができません。

計画的な事業実施のためには、一度採択を受けた事業について、整備計画期間内であれば採択基準を満たさなくとも、引き続き補助を受けられるよう採択基準の緩和等の措置が必要です。また、国策である国土強靭化を推進するためにも耐震化は欠くことのできない対策であります。

よって、国におかれては、**水道施設等の耐震化、老朽化対策を図るための生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択基準の緩和等、交付要件の柔軟な対応を要望します。**

第１５号議案

広域に跨るバス路線への支援について

東三河ブロック　提出

国は、公共交通について、新型コロナウイルス感染症の影響下においても生活等を支えるエッセンシャルサービスとして継続が必要との認識を示しつつ、テレワークの増加など新たな生活様式が定着し、コロナ禍収束後も人流がコロナ前に戻らない可能性を示唆しています。

一方、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件はコロナ以前のままであり、コロナ前の水準への回復を前提とした制度となっています。

東三河地域では、地域間幹線の利用促進策を実施しているものの、要件を満たさない路線が生じており、また、多くの路線が要件未達に近づいている状況であります。

補助対象外となった場合、国に代わって各自治体が全額支援することは困難であり、路線を廃止せざるを得ない状況も考えられます。

現在は特例として１５人を下回っても補助対象とする措置がとられており、国においても本要件の厳しさが認識されていると考えられるが、今後の地域公共交通の確保維持にあたっては、アフターコロナの実情を鑑みた制度への変更が必要であります。

よって、国におかれては、**地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、新型コロナウイルス感染症による利用者減少の実情に鑑み、補助要件のうち「１日当たりの輸送量１５人以上」について要件の引下げを要望します。**

第１６号議案

通学路安全対策のカラー塗装塗り直しに対する財政措置について

東尾張ブロック　提出

通学路の安全対策が進んできた結果、近年は、交通安全施設の新規設置が減少する一方、既存施設を適切に維持するため、カラー塗装の塗り直し等の必要性が増加しております。

通学路交通安全対策については、国の「通学路等の生活空間における安全・安心の確保（防災・安全）交付金」を活用していますが、カラー塗装の塗り直し等の維持管理に要する費用は、交付金の対象外となっており、市の単独事業での対応となっております。

よって、国におかれては、**通学路の交通安全対策を継続するため、カラー塗装の塗り直し等、交通安全施設の維持管理に対する財政支援を要望します。**

第１７号議案

小学校高学年における教科担任制の推進について

知多ブロック　提出

文部科学省は、小学校高学年における教科担任制を推進するため、令和４年度から４年程度をかけて、段階的に専科指導教員の計画的な配置を進めており、令和４年度の概算要求では、令和４年度に全国で２，０００人、４年間で８，８００人の定数改善を要求しました。しかし、現状は令和４年度に９５０人、４年間で３，８００人程度の定数改善となり、その結果、各自治体では、教科担任制は一部の学校での実施にとどまり、本事業の趣旨の達成にはほど遠い状況であります。

このため、全額市費負担の非常勤講師（会計年度任用）の配置及び校内における授業交換等の工夫により、教科担任制の推進に努めています。

しかし、市費負担の非常勤講師をすべての小学校へ配置することは財政的にも不可能であり、小学校高学年の学級担任すべての持ちコマ数の軽減にはつながっていません。

また、学校単位での工夫・努力では本事業の趣旨の達成にはつながらず、教員の定数改善が必須と考えます。

よって、国におかれては、**今後も、専門性の高い教科指導を行うため、専科指導教員の配置の継続と拡充を進めるとともに、専科指導の対象とすべき教科を全教科としていただくよう要望します。**

第１８号議案

外国人材の受入れ拡大に向けた支援について

名古屋ブロック　提出

国では、深刻化する人手不足への対応として、特定技能２号の対象分野を拡大する方針を閣議決定したほか、技能実習制度の在り方と合わせて有識者会議による最終報告書の取りまとめが今秋に予定されています。

愛知県では、特定技能１号の労働者が全国一であり、他の在留資格を含めて外国人労働者数が過去最高を更新しています。また特定技能２号は在留期限の上限がなく、家族の帯同も認められることから、今後、生活者としての外国人が増加し、地域社会に大きな影響を与えることが想定されます。

一方、国では、ハローワークにより雇用管理支援や就労環境整備に係る助成等が実施されているが、特定技能２号に関しては、受入れ機関や登録支援機関による支援の対象外とされており、多くは事業者の自主的な取組みに任されており、地方自治体が個別支援を実施している状況です。

また、労働者に帯同する家族については、円滑なコミュニケーションと社会参加のために、日本語教育等の取組について注力するとともに、生活に必要な日本語能力を持たない市民にも必要な生活支援が届くよう、事業を展開していく必要があります。

加えて、学校教育においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が年々増加しており、現在の義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による教員の配置では十分に対応できておらず、地方自治体では、日本語指導に関する非常勤講師の配置や母国語が分かる相談員・支援員等の配置を行うとともに、日本語指導や就学相談等の相談窓口を設置している状況です。

よって、国におかれては、**特定技能を始めとした外国人材に係る制度改正については、事業者団体等の意向を聴取、反映させるとともに、外国人材の就労・職場定着に対する取組、事業者による採用・職場定着に向けた取組への財政措置を要望します。**

第１９号議案

文化振興における国庫補助金の拡大について

東尾張ブロック　提出

地域の伝統行事・民俗芸能等は各市の誇りであり、地域コミュニティの形成や観光面でも大きく貢献しています。一方、後継者の育成や設備・備品の劣化など課題は多く、特にコロナ禍の３年でそれらの課題がさらに拡大しています。全国を見渡すと年齢や自己負担の有無、所得制限など地域によって様々な助成制度となっています。

伝統行事等が、今後も長く、安全かつ安心して継承するために設備・備品等の整備は欠かせません。一方で、山車や地域行事等の設備などの修理や整備には多額の経費が必要であり、文化財保存団体においては資金繰りに苦慮されています。

文化芸術振興費補助金の地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）の補助要項が毎年策定され、補助率も補助対象事業費の８５％であり非常に高い設定ではありますが、予算の制約上、設定額を下回ることもあるのが現状です。

よって、国におかれては、**文化芸術振興費補助金の地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）の補助対象経費の上限額の引き上げ及び予算の増額を要望します。**

第２０号議案

補欠の教育長の任期について

知多ブロック　提出

全国８１５市・区のうち、教育長の任期開始日が４月１日ではない自治体は、４３０あり、現役の校長を教育長に任命し、任期の開始日が年度途中になる場合、校長等の人事や教育現場に多大な影響が及ぶ可能性があります。大府市では、教育長の任期開始日が１０月１日であり、過去に現役の校長を教育長に任命した際にこれらの影響が生じるとともに、保護者から反対の声が多数あがりました。

平成２７年４月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会を代表する重要な役割を担うこととなり、計画性をもって職務を全うするためにも、３年間の任期が確保されている必要があります。新制度においては個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要はないと考えます。

しかし、現行法は、前任の教育長の退任理由にかかわらず、後任の教育長の任期を前任者の残任期間とする規定となっており、教育行政の円滑な運営のために任期の切れ目なく教育長を任命する場合、任期の開始日を変更することができません。

よって、国におかれては、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項ただし書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の削除又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は補欠に当たらないとする柔軟な解釈をすることができるよう要望します。**